

平成30年第3回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年3月28日(水)午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(16名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	13番	塩田一也	委員
14番	矢吹幸彦	委員	17番	矢野正則	委員
18番	北野唯道	委員	19番	砂塚功	委員

欠席農業委員(3名)

9番	緑川喜文	委員	15番	大戸文治	委員
16番	本宮勝正	委員			

出席農地利用最適化推進委員(17名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

邊 見 芳 正 委 員

小 泉 光 敏 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	近藤 恭	次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	高橋 早苗	副 主 査	竹内 忍
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	長谷川 章
東分室長	鈴木 穰		

◎開 会

事務局長 それでは、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、ただいまより平成30年第3回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議題につきましては、農地法第3条関係が8件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が16件、合わせて30件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 農作業の大変お忙しい中、第3回白河市農業委員会総会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。これからいろいろな作業、たくさん出てくると思いますが、農機具の事故等に気をつけられまして、ひとつ頑張ってくださいなと思います。

それでは、ただいまより第3回の白河市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、5番、我妻貢委員、8番、鈴木滋夫委員の兩名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

9番、緑川喜文委員、15番、大戸文治委員、16番、本宮勝正委員、それから、邊見芳正委員の4名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年3月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長 事務局より説明をさせます。

事務局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその8まで朗読】

以上、その1からその8までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当の円谷です。

この申請につきまして、去る24日、塩田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人は電話で確認をしました。譲受人に現地入りをしてもらいまして確認をしました。周辺農地への影響もないと思いますので、皆様の審議をよろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

今回の申請については、去る3月25日、我妻委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人とも現地において確認いたしまして、申請内容について間違いのないことです。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区担当の高久亨です。

去る21日に北野唯道委員さんと譲受人に来ていただいて、現地を確認しました。

今回、譲渡人は、震災のときに、もともとこの大信にいたのですが、矢吹町に移動されて、電話での確認だったんですが間違いはないということをしていました。周りの影響もないということで、皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この件につきましては、去る24日に本宮委員と譲受人、譲渡人4人で、現地で確認してまいりました。それで、そのまま現況のままですということで、4人で確認いたしましたので、何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5、その6については自作地の交換ですので一括して審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷昭です。

去る24日、現地におきまして有賀委員さんと、譲渡人と譲受人に確認いたしました。実質は10年ぐらい前から交換して耕作していたんですけれども、登記の関係で今回申請するというので、何ら申請場所に問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5からその6について原案のとおり決定します。

農地法第3条その7を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田担当地区の富永です。

この件も去る24日、本宮委員とそれから譲渡人、譲受人、4人で現地で確認してまいりました。この件も、何ら周囲に与える影響もないと思われるし、問題ないと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

農地法第3条その8を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

去る25日、我妻貢委員さんと譲渡人、譲受人とともに4人で現地において確認をいたしました。申請についても、内容については間違いがないとのことでしたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

6ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年3月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、7ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

去る3月21日に、譲渡人、譲受人、地区担当の鈴木滋夫委員と、確認したところ、申請内
容は間違いないということです。周りに及ぼす影響も何ら問題ないと思えますので、皆様
のご協議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、12ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

去る3月26日月曜日、砂塚委員さんと現地確認を行いました。被設定人、設定人は、仕事
の都合上、来ていただけないとのことでしたが、24日に申請に間違いないということを確認
しました。この申請地は、農地が今も未耕作でありまして、周辺農地は全く耕作されている
農地はありません。周辺農地に影響、全くありません。皆様のご審議よろしくお願ひいたし
ます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、17ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 白河市関辺・旗宿担当の農業推進委員の矢内です。

この件につきましては、23日に、緑川委員と譲受人、譲渡人を立ち会いのもとに現地で申請地の調査を行いました。申請に間違いがないことを確認しました。また、周辺農地に何ら差し支えないと思えますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、22ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の「集落接続事業」に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

篠宮委員 白坂担当の篠宮です。

許可申請内容について、3月24日3時30分に担当委員の矢野さん、山本さんと、譲渡人の

代理人、そして譲受人と5人で現地で申請内容を確認いたしました。転用することにより、周辺農地に影響がないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、27ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

篠宮委員 白坂担当の篠宮です。

許可申請内容について、3月24日9時に、担当委員の矢野さん、山本さんと譲渡人と譲受人と現地で申請内容を確認いたしました。転用することにより、周辺農地に影響がないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、32ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

斎藤委員 白坂地区担当の斎藤です。

今回の申請について、去る25日に、矢野委員さんとともに現地調査を行いました。譲渡人の娘さん、譲受人にお会いし、申請内容について確認いたしました。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

37ページをごらんください。

それでは、朗読いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。平成30年3月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本案件は、承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定、第1号から第16号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定、第1号から第16号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

そのほか総体的に皆様から何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局から連絡事項をお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局のほうから連絡事項を申し上げます。

まず、1点目ですが、お手元のほうに配付させていただいております資料でございますが、農業委員さんの報酬、並びに一時金の報酬の下半期分の農地利用状況調査に係る報酬を3月30日に口座のほうに振り込みますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、「農の雇用事業」について、お手元のチラシを配付させていただいております。県の農業会議より県のお知らせが届いておりますので、こちらはご確認をいただきたいと思えます。

次回の総会は、4月27日金曜日、午後3時半から、こちらの正庁で行います。

総会終了後、農政課と農林整備課から平成30年度主要事業の説明会をあわせて開催いただきたいので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長 ほかに委員の皆さんからございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成30年第3回白河市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 2時55分)